

## IT人材確保促進支援事業 審査基準

## 1. 資格審査

審査項目	審査事項
(1)特定職業紹介事業者が実施するサービスであるか	①職業安定法第30条第1項の許可を受けたものであること
	②インターネットによる一般紹介型の人材あっせん業務を行っている者であること
	③上記業務を全国規模で行い、県内での職業紹介実績がある者又は見込まれる者であること
(2)交付対象者の要件に合致しているか	①県外に居住するIT人材を確保する目的であること
	②ソフトウェア開発を業とする企業であること (県内に本社、支社又は営業所を有する者に限る。)
	③特定職業紹介事業者が提供するインターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用であること
(3)他の補助金等の交付を受けていないこと	
(4)成功報酬型のサービスでないこと	

## 2. 業務計画内容審査

審査項目	得点配分
1. 専門的な知識又は技術を有する人材を確保することが必要な理由 ①今後の事業展開、開発業務に沿った採用計画が立てられていること ②採用が見込まれる人数 ③採用後の継続的雇用が見込まれる業務内容であること ④採用により得られる成果(業務拡大等)について具体的に示されていること	30点
2. 確保する人材 ①即戦力となる人材であること ②ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者であること ③予定する開発業務等に必要となる人材であること	30点
3. 求人活動の戦略について サービスを有効活用し、採用に繋げるための工夫が示されていること	30点
4. 県内IT産業の振興に対する寄与 今回の採用による事業展開等が、県内IT産業の振興につながるものであること	10点